

医療費控除を受けるためには

医療費控除または医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける人は、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書提出の際に添付しなければなりません。

なお、領収書は提出を求められることがありますので、5年間保管する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付された医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。）

国民健康保険・後期高齢者医療保険の所得申告

問い合わせ先

- 国保年金課国保班 ☎ (93) 4083
- 国保年金課高齢者医療年金班 ☎ (93) 4085

- 所得税や市民税・県民税の申告が必要のない人でも、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税義務者は、世帯に属する加入者についての所得などの申告をしなければなりません。
- 申告の内容は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減措置や、高額療養費の支給などの判定基準となります。申告がないと軽減措置などを受けることができなくなりますので、世帯に収入がなく申告されていない人がいる場合は、市民税・県民税の申告をするようにしましょう。

市税・保険料の納付には便利な口座振替がおすすめ！

☎・申込先 納税課 ☎ (93) 0434

口座振替は、指定口座から納期限の日に、自動的に引き落として納税する便利な仕組みです。

納め忘れの心配や、金融機関などへ納付に出かける手間が省けます。一度申し込むと、翌年度以降も自動的に継続されます。

■ 口座振替できる市税など

- 固定資産税・都市計画税
- 市民税・県民税（普通徴収）
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）

■ 口座振替できる金融機関

千葉銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・埼玉りそな銀行・千葉興業銀行・京葉銀行・千葉信用金庫・銚子信用金庫・佐原信用金庫・銚子商工信用組合・中央労働金庫・富里市農業協同組合・ゆうちょ銀行

■ 申込方法

(1) キャッシュカードでの申込み

口座名義人本人が、キャッシュカード（対象金融機関のみ）と、本人確認ができるもの（運転免許証など）を持参。納税課、国保年金課、日吉台出張所で手続きが可能です。

※法人カード、代理カードなど利用できないカードがあります。

(2) 口座振替依頼書

口座振替依頼書（次の①または②）に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。

① 専用ハガキ

市役所（納税課など）と日吉台出張所に備え付けてあります。

② A4サイズの申込書（3枚複写）

納税課と市内金融機関に備え付けてあります。

■ 申込期限

- キャッシュカード
振替開始希望納期限のおおむね2週間前まで
- 口座振替依頼書
振替開始希望納期限のおおむね2か月前まで

国民年金保険料の納付は お得な前納と口座振替がおすすめ！

☎ 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

■ 振替方法

振替方法は、「①毎月納付（翌月末に振替）」、「②毎月納付（当月末振替による早割）」、「③6か月前納（2月末日、8月末日までに手続き）」、「④1年前納（2月末日までに手続き）」、「⑤2年前納（2月末日までに手続き）」です。まとめて支払う期間が多いほど割引額が多くなり、お得です。

■ 申込方法 金融機関や郵便局の窓口または年金事務所（郵送可）へ

- 持参する物 ①年金手帳または納付書 ②預（貯）金通帳
③預（貯）金通帳届出印

将来の年金額を増やすには - 付加年金 -

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

☎ 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

定額の保険料に加え付加保険料を納付することで、将来受給する年金額を増やすことができます。

■ 対象者 国民年金第一号被保険者（保険料免除、納付猶予を受けている人、国民年金基金加入者は対象外）

■ 付加保険料 月額 400 円

■ 付加年金額 付加保険料納付月数×200 円（年額）
※物価の変動による金額のスライドなし

付加年金の例：付加年金を10年間納付した場合

負担合計 48,000 円の負担
受給年金額 24,000 円（年額）